

(別紙)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案についての
意見募集の結果について

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>届出不要の条件を、 「公益上必要な事業の実施に係る行為で地区計画等の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもののうち、用途上又は構造上やむを得ないもの」としているが、届出が無いのに支障の有無を判断する事は出来ないし、「やむを得ない」というのも曖昧で主観的過ぎる。 この様な有って無きが如く条件で、勝手な場所に鉄塔を建てられては、迷惑でしかない。 地域に迷惑をかける構造物を、公共性があるとは言わないだろう。 きちんと従来どおり、申請を義務とすべきだ。</p>	<p>都市計画法等では、都市計画に定められる各種地区計画の区域内において土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設等の行為を行おうとする者は、市町村長に対して行為の種類等を届け出る義務が課されていますが、「公益上必要な事業の実施に係る行為で地区計画等の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもののうち、用途上又は構造上やむを得ないもの」として、当該義務の対象外となる行為を規定しており、従来より、「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する認定電気通信事業者が行う認定電気通信事業の用に供する施設」等が届出義務の対象外として規定されております（都市計画法施行規則第43条の7第17号等）。</p> <p>今回、届出義務の対象外に追加した認定鉄塔等提供事業についても、携帯電話等の移動通信サービスの提供のために不採算地域を含めて効率的に基地局を設置しエリアカバーを図るために、一定の基準を満たす事業者について、総務大臣の認定により公益事業特権を与えるものであり、当該事業の実施のために必要な工作物の設置又は管理に係る行為については、既に届出義務の対象外として規定されている行為と同じように、地域において必要不可欠であり公益性を有するものであって、かつ、総務大臣の認定によりその適正性や公平性が担保されていることから、同様に届出義務の対象外となる行為として定めることとしました。</p>
2	<p>本省令案の整備にあたり、現代社会における通信・放送インフラの在り方について、</p>	<p>関係省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>

利用者の生存権を守る観点から以下の通り意見を述べます。

一、通信・放送インフラの「生活必需品」としての再定義

現在、インターネット（光回線）、携帯電話、および地上デジタル放送は、単なる利便性のためのツールではなく、電気・ガス・水道と並ぶ、あるいはそれ以上に不可欠な「生活必需品」です。これらへのアクセスを欠くことは、現代社会において情報から隔離され、生存や最低限の文化的生活を送る権利を侵害されることに等しいと言えます。本省令案による設備整備のルール化にあたっては、これらをかつての固定電話と同様の「ユニバーサルサービス（国民誰もが等しく享受すべきサービス）」として明確に位置づけるべきです。

二、居住地域や経済状況による格差の解消

道路や橋梁といった公共空間を利用した通信設備の整備において、採算性のみを優先し、地方居住者や経済的弱者が切り捨てられることがあってはなりません。一部の都市部や富裕層のみが高度な技術の恩恵を受け、その投資コストが複雑な料金体系や値上げとして庶民に転嫁される現状は、公共インフラを司る制度として不適切です。本改正においては、いかなる地域であっても、またいかなる経済状況にあっても、シンプルかつ低廉な価格で安定した通信・放送環境を享受できる権利を最優先に保障することを求めます。

三、管理・厳格化による排除への反対

「適正な管理」や「効率化」を名目としたインフラ利用の厳格化は、しばしば手続きの煩雑化やコスト増を招き、結果としてサービスの硬直化を招きます。悪いことをする者を防ぐための制限が、巡り巡って善良

な利用者の自由を縛り、生活コストを押し上げるといふ「イタチごっこ」の連鎖を断ち切るべきです。行政が注力すべきは、管理を強めることではなく、国民一人ひとりが情報の受発信において「ゆとり」と「安心」を持てるような、開放的で公共性の高いインフラ環境の維持・構築です。

四、結論

通信や放送は、個人の自由な活動と尊厳ある生活を支える基盤です。一部の企業の利益や技術至上主義に偏るのではなく、最も困難な状況にある国民が恩恵を受けられる「真のユニバーサルサービス」の実現に向けた制度設計を強く要望します。